

人 愛 幸せを求めて ②4

2003~2012
国連識字の10年

すべての人々に教育を

三原市市民憲章

わたしたちは、海・山・空 夢ひらくまち三原をめざして、この憲章を定めます。

- 1 豊かな自然をいかし、美しいまちにしましょう。
- 1 歴史と文化を大切に、人をはぐくむまちにしましょう。
- 1 みんなで助け合い、人がふれあうまちにしましょう。
- 1 心もからだも健康で、明るいまちにしましょう。
- 1 楽しく働き、活力あるまちにしましょう。

(平成17年10月1日制定)

一人ひとりが輝くまち
みんなで明るい明日をつくらう

人権問題は、私たちの生活の身近なところにあります。自分と同様に、相手の人も大切な存在と考え、行動しているかどうか、まず自分の心の中

返ってみましょう。

一人ひとりの尊厳を大切にすることがすべての基本であり、お互いの違いを認め、支え助け合う気持ちや行動が、人権意識を形づくっていくのです。

三原市市民憲章は、市民一人ひとりが輝くまちづくりをめざして、新市誕生の年に定められました。市民憲章がめざすまちづくりにおいて、一人ひとりの人権意識の高まりが、幸せな生活の実現につながり、誰もが暮らしやすい豊かなまちづくりへと結びついていきます。自分自身の人権を問い直し、自ら考え、行動することが、まちづくりへの確かな一歩になるのです。

人権の重要性はますます高まっています。人権の大切さを心にとめ、笑顔あふれる輝くまち三原をとともに築いていきましょう。

(人権啓発広報編集委員会)

人権標語

(中学2年生の作品)

絶やそうよ 命をうばう いじめの根



《相談内容》

10日前「千円で換気扇の掃除をしますよ」と電話があり、来訪を承諾したところ、訪問してきたのは、浄水器の販売会社でした。4時間も強引な勧誘を受け、30万円の浄水器を契約してしまいました。

契約して3日後、やはり高額なので解約したいと思い、「クーリング・オフしたい」と販売会社に電話をしたところ、「設置した後はどうすることもできない」と言われました。

《アドバイス》

訪問販売で浄水器を契約した場合、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフ制度により、無条件で契約を解除することができます。浄水器は引き取ってもらえます。

相談事例のように「設置

消費生活相談

クーリング・オフ
できない！と言われて

したのでクーリング・オフできない！などというクーリング・オフの妨害はできません。改めて「クーリング・オフできる」ことを記載した書面が交付されたときから、クーリング・オフの期限が設定されます。

クーリング・オフは、所定の期間内に通知を発信することにより、効果が生じるものです。後日の争いを避けるためには、電話ではなく、はがきなどの書面で通知し、コピーを取って保管し、配達記録や簡易書留などで送って証拠を残すようにしましょう。

消費生活相談室

☎08486410

とき 21日を除く月、金曜日 10時~12時、13時~16時
ところ 市役所本庁(5階)

今月の消費生活巡回相談
16日(金)14時~16時
久井保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課

☎0848676072
☎08484103

女性の人権ホットライン
子どもの人権110番

☎0570・070・810
☎0570・070・110

いずれも21日(水)を除く、
月~金曜日 8時30分~17時15分